

直轄での土砂災害対策による再度災害防止の促進

政策提言先 国土交通省

政策提言の要旨

- ・平成30年7月の線状降水帯の形成に伴う観測史上類を見ない豪雨により、吉野川上流域では、約110km²の狭い地域において、1ha以上の大規模な山腹崩壊が17箇所発生し、少なくとも約100万m³の土砂が流出しました。
- ・立川川、行川、栗ノ木川流域においては、国直轄による特定緊急砂防事業を継続的に実施して頂いていますが、本山町や大豊町において発生した土砂災害は、極めて集中的かつ大規模であり、地域の安全・安心のため、国において、当事業の実施箇所を含む流域全体の区域についても十分な調査を実施のうえ、安全性を確認していただくようお願いいたします。

【政策提言の具体的内容】

- ・国直轄による特定緊急砂防事業について、引き続き重点的な予算確保が必要です。
- ・地域の安全・安心の確保が図られるよう、国において、当事業の実施箇所を含む流域全体の区域についても、十分に土砂災害リスクなどを調査し、安全性を確認していただくようお願いいたします。

【政策提言の理由】

- ・「平成30年7月豪雨」では、高知県嶺北地域では2,000mmを超える降雨を観測したほか、本県では初めてとなる「大雨特別警報」が県西部で発令されるなど、記録的な大雨により、県内各地で甚大な土砂災害が発生いたしました。
- ・特に、大規模な土砂災害が多く発生した立川川(大豊町)・行川(本山町)・栗ノ木川(本山町)については、砂防災害関連緊急事業に引き続き、国直轄による特定緊急砂防事業の実施が決定されました。(R5年度完了予定)
- ・しかし、崩壊した大量の土砂が河川に流入したため河床が著しく上昇し、山腹には依然として大量の土砂も残っていることから、今後の降雨による新たな土砂災害の発生を危惧する声もあります。
- ・このため、国において、事業の実施箇所を含む流域全体の区域について、十分な調査を実施のうえ、安全性を確認していただくようお願いいたします。

【高知県担当課】 土木部 防災砂防課